

神戸市公立大学法人広報戦略会議規則

2023年4月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人広報戦略会議（以下「広報戦略会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 広報戦略会議は、神戸市公立大学法人の広報に関する方針や重要な事項について審議する。

(組織)

第3条 広報戦略会議は、副理事長(学長)、校長、法人事務局長、学長が指名する神戸市外国語大学教員2名及び校長が指名する神戸市工業高等専門学校教員2名の計7名を委員として組織する。

(議長)

第4条 広報戦略会議に議長を置き、副理事長をもって充てる。

2 議長は、広報戦略会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 広報戦略会議は、議長が招集する。

2 広報戦略会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を広報戦略会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(広報に関する会議)

第7条 神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の広報に関する方針や重要な事項について審議するため、大学及び高等専門学校に広報に関する会議を置く。

2 大学及び高等専門学校における広報戦略会議の委員等必要な事項については、教育機関ごとに定める。

(庶務)

第8条 広報戦略会議の庶務は、経営グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、広報戦略会議の運営に関し必要な事項は、議長が広報戦略会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学広報戦略会議規程（2022年7月1日規程第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、2025年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年7月1日から施行する。